

第三十八回国会 建設委員會議録 第九号

昭和三十六年三月一日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長

加藤 高藏君

理事

山三男君

理事

山中日露史君

理事

次夫君

理事

山中日露史君

理事

逢澤 寛君

理事

綾部健太郎君

理事

大倉 三郎君

理事

大沢 雄一君

理事

木村 公平君

理事

齋藤 邦吉君

理事

德安 實藏君

理事

二階堂 進君

理事

廣瀬 正雄君

理事

松田 鐵藏君

理事

山口 好一君

理事

岡本 隆一君

理事

栗林 三郎君

理事

兒玉 末男君

理事

實川 清之君

理事

三鍋 義三君

理事

三宅 正一君

理事

田中幾三郎君

理事

出席國務大臣

建設大臣

中村 梅吉君

出席政府委員

總理府事務官

角 政也君

建設事務官

鬼丸 勝之君

建設事務官

大臣官房長

高田 賢藏君

建設事務官

大臣官房參事

關盛 吉雄君

建設事務官

建設局長

山内 一郎君

建設局長

高野 務君

建設局長

建設技官

神田 治君

建設技官

住宅局長

委員外の出席者

北海道開発

熊本 政晴君

庁事務次官

第一類第十二号

二月二十四日

名神高速道路久寿川地区乗入れ反対

に関する請願(原健三郎君紹介)(第

九一八号)

離島主要道路の二級国道編入に關す

る請願(山中貞則君紹介)(第九二八

号)

特殊土壌地帯の災害防除に關する請

願(山中貞則君紹介)(第九六〇号)

集中豪雨による災害復旧に關する請

願(浦野幸男君外二名紹介)(第一〇

三〇号)

公営住宅標準建設費増額等に關する

請願(浦野幸男君外二名紹介)(第一

〇三一号)

東、南海地震による地盤変動対策事

業促進に關する請願(藤本拾助君紹

介)(第一〇三二号)

は本委員会に付託された

二月二十四日

公共用地の取得及び農地転用手続簡

素化に關する陳情書(水戸市南三ノ

九百七番地茨城県町村会長川村衛

(第二五五号)

同(水戸市南三ノ九百七番地茨城県

町村議會議長金谷直次郎)(第三

八三三号)

耐火建築促進法の改正等に關する陳

情書(東京都千代田区丸の内三丁目

十四番地東京不燃都市建設促進会長

足立正)(第二六七号)

国土開発縦貫高速中央自動車道東

京、身延間同時着工に關する陳情書

(都留市長秋山興三郎外十五名)(第

二九四号)

公共事業費の拡大等に關する陳情

書(札幌市議會議長斎藤忠雄外四名)

(第三五六号)

有料道路第二期工事として吾妻有料

道路、細野間の開き促進等に關す

る陳情書(喜多方市惣座宮二千七百

十六番地福島県耶麻地方町村議會議

長会長郡学順外一名)(第三五八号)

県道新市油木線改修工事促進に關す

る陳情書(広島県吉品郡新市町長唐

川嘉市外一名)(第三九〇号)

国、県道の整備に關する陳情書(水

戸市南三ノ九百七番地茨城県町村議

會議長金谷直次郎)(第三九一

号)

下水道事業推進に關する陳情書(宮

崎市長有馬美利外七名)(第三九二

号)

道路と鉄道の立体交差経費全額国庫

負担に關する陳情書(東京都議會議

長村田宇之吉)(第三九六号)

屋外広告物の規制措置に關する陳情

書(東京都議會議長村田宇之吉)(第

三九七号)

青函すい道建設促進に關する陳情書

(東京都議會議長村田宇之吉)(第四

二七号)

新道路整備五箇年計画推進に關する

陳情書(東京都議會議長村田宇之吉)

(第四二八号)

国道関門トンネルの通行料金引下げ

に關する陳情書(東京都議會議長村

田宇之吉)(第四二九号)

九州縦断道路の二級国道指定に關す

る陳情書(東京都議會議長村田宇之

吉)(第四三〇号)

縦貫高速自動車道新設に關する陳情

書(東京都議會議長村田宇之吉)(第

四三二号)

二級国道金沢岐阜線の荒島岳すい道

開き促進に關する陳情書(東京都議

會議長村田宇之吉)(第四三二号)

新生崩壊地復旧事業に對する特別立

法措置に關する陳情書(東京都議

會議長村田宇之吉)(第四三三三号)

国直轄河川の水害常習地帯対策確立

に關する陳情書(東京都議會議長村

田宇之吉)(第四三五号)

は本委員会に參考送付された。

本日の會議に付した案件

建設業法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五七号)

公共施設の整備に關する市街地の

改造に關する法律案(内閣提出第五

九号)(予)

日向灘地震による建設関係の被害状

況について説明聴取

河川、道路及び住宅に關する件

○加藤委員長

これより會議を開きま

す。

建設業法の一部を改正する法律案並

びに公共施設の整備に關する市街地

の改造に關する法律案を議題といたし

ます。

政府当局より逐条説明を聴取いたし

ます。

關盛計画局長。

○關盛政府委員

ただいま議題となり

ました公共施設の整備に關する市街

地の改造に關する法律案につしまし

て、逐条説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を定めた

ものでございまして、公共施設の整備

に關する市街地の改造に關し所要の

事項を規定することによりまして、道

路、広場、その他の都市公共施設を整

備いたしますとともに、都市生活を快

適ならしめるために、環境の整備を行

ない、都市の機能を維持増進し、公共

施設の整備との關連においてこれに隣

接する市街地の不燃化、高層化を行な

うことによりまして、市街地における

狭隘な土地の合理的利用をはかり、あ

わせて公共施設用地を合理的に確保す

ることを目的といたしておるのでござ

います。

第二条は、この法律において用いて

いる特別の用語の意義を定めたもので

ございます。

第一号は、市街地改造事業について

定めたものでありまして、その内容

は、道路、広場等の公共施設の用に供

せられる土地及びその付近地における

これらの公共施設の整備と建築物及び

建築敷地の整備とに關する事業並びに

これに付帯する区画街路等の整備その

他の事業を含んでいるのであります。

第二号は、建築施設整備事業につい

て定めたものでございまして、市街地

改造事業のうち建築物及び建築敷地の

整備に關する事業をさすものでありま

す。

建設委員會議録第九号

昭和三十六年三月一日

第一類第十二号

すが、建築敷地用地の取得は、公共施設用地の取得とあわせて行ないますことが適当でありますので、これを建築施設整備事業の内容から除外いたしておるのでございます。

次に第五号は、公共施設について定めたものであります。その具体的な範囲につきましては、政令で定めることとしております。

次に、第九号及び第十号は、それぞれ借地権、借家権について定めたものであります。借地法、借家法の適用される範囲と同一のものとしたしております。

次は、第三条について申し上げます。

第三条は、市街地の改造に関する都市計画を決定する場合における地区の要件を定めたものであります。第一号は公共施設の整備が要請されていることを、第二号は都市計画用途地域制の確立されている地区であることを、第三号は土地の高度利用化、都市の不燃化を要請されている地区であることを、第四号は土地の大部分が二階以下の木造建築物によって利用されている現況にある地区であることを、第五号は公共施設の整備に伴い不整形な残地または過小残地を生じ、そのため市街地の環境が著しくこなわれるおそれがある地区であることを、第六号は土地の画整理のみによつては土地の合理的利用の増進をはかることが困難である地区であることを、それぞれ要件として規定しているものであります。

次は、第四号でございますが、第四号は、市街地の改造に関する都市計画の内容の基準を定めたものでございまして、第一号は、公共施設の整備に関する

しては、既存の都市計画の内容に従うべきことを規定いたしております。第二号は、建築物の整備に關しましては、公共施設の整備によつて生ずる空間の有効利用と建築物の隣接間隔を確保することを考慮して健全な高度利用形態となるべきことを規定いたしております。第三号は、建築敷地の整備に關しましては、建築物の健全な高度利用形態と適合した街区が形成されるべきことを、それぞれ基準として規定しているものでございます。

第五号は、市街地改造事業は、総合的な都市計画の見地から施行されることが必要でありますので、都市計画事業として施行する旨を規定いたしたものでございます。

第六号は、市街地改造事業の施行者について規定したものでございます。

第七号は、市街地改造事業は、たゞいし申し上げました通り、都市計画事業として施行することによりまして、都市計画事業の施行者については、従来の都市計画事業の施行者について規定いたしております。都市計画法第五条の規定の適用を排除し、本条の第二項及び第三項の定めるところによることとしたのでございまして、第二項におきまして、公共施設の管理者であるまた管理となるべき建設大臣、都道府県知事または市町村長あるいは公共施設の管理者であるまたは管理者となるべき都道府県または市町村で建設大臣に市街地改造事業を施行することを申し出た者が施行することとし、第三項におきまして、第二項第一号の行政庁である施行者が施行する場合におきまして、その事業のうち建築施設整備事業につきまして、一定の場合にその行政

庁の統轄する都道府県または市町村が申し出により施行することができるといいたしております。

次は、第二章に参りまして、第七号は、市街地改造事業の施行の準備またはその施行のため測量または調査を行なう必要がある場合における他人の占有する土地への立ち入り等について定めたものでございます。

第八号は、他人の占有する土地に立ち入つて測量または調査を行なうにあつては必要が障害物の伐除及び試掘等についての規定でございます。

第九号は、たゞいし申し上げました土地の立ち入り等を行なうにあつては携帶すべき証明書等についての定めでございます。

第十号は、土地の立ち入り及び試掘等に伴う損失の補償についての定めでございます。

第十一号は、測量のための標識の設置について定めてございます。

第十二号は、市街地改造事業の施行の準備または施行のための便宜を施行者及び施行者とならうとする者に与えますために、登記簿等の関係簿書の無償閲覧等についての規定でございます。

第十三号は、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内における建築行為等の制限について定めたものであります。市街地改造事業の円滑な施行をはかるため、建築物の新築等一定行為について都道府県知事または建設大臣の許可を受けることを要することとし、第四項以下におきまして建築行為等の制限に違反した行為に対する是正措置及びその手続等について定めてございます。

第十四号は、市街地改造事業のための土地等の収用について定めておりますが、第一項では、市街地改造事業の公共性にかんがみ、施行者は、その施行する事業のために必要な土地及び権利を収用することができることとしたしております。第二項は、市街地改造事業が地元関係者を従前の居住地の付近地において再び居住させることにより地元関係者の権利を保護することをも意図しているものであります。関係等から建築物の収用請求ができる場合の要件を緩和して、第一項の規定により土地または権利が収用される場合において、その土地またはその権利の目的である土地に建築物を所有する者は、一般にその建築物の収用を請求することができることとし、土地収用法の特例を定めております。

第十五号は、市街地改造事業の施行の円滑をはかるため、建築物等の所有者でその建築物等の存する土地について施行者に対抗することができる権利を有しない者に対し、施行者がその建築物等の移転を命ずること及び建築物等の占有者でその建築物等に関し所有者に対抗することができる権利を有しない者に対し、施行者がその建築物等を所有者に引き渡すことを命ずることができる旨を定めております。

第十六号は、一時収容施設等の設置のための土地等の使用についての定めでございます。

第十七号は、市街地改造事業のための土地等の収用及び一時収用施設等の設置のための土地等の使用について、この法律に特別の規定がある場合は、この土地収用法の規定を適用することと定めております。

と及び都市計画事業にかかる収用に関する特例を定めた都市計画法の規定が準用されること等が定められております。次は、第二節の事業計画及び管理処分計画でございますが、第十八号は、施行者は事業計画を定めるべきことを定めております。

第十九号は、事業計画においては、施行地区、設計及び資金計画を定めることとして定めております。

第二十号は、事業計画の公告について定めております。

第二十一号は、施行地区内の土地の所有者、借地権者及び建築物の所有者が施行者が整備する施設建築物の一部の譲り受け希望の申し出をし、並びに借家権者が賃借り希望の申し出をすることができ旨を規定し、それらの申し出に伴う必要な手続について定めてございます。

第二十二号は、施行者が審査委員の過半数の同意を得て管理処分計画を定めるべきこと及びその認可についての定めでございます。

第二十三号は、管理処分計画において定めるべき事項を列挙して定めてございます。

次に、第二十四条から第二十八条までは管理処分計画を策定するための基準を定めております。

すなわち第二十四条は、居住条件を改善し、建築施設の合理的利用をはかるように定めるべきことを規定し、第二十五条は、第一項において、原則として、譲り受け希望の申し出をした者には譲り渡し、賃借り希望の申し出をした者は賃借りすることができるよう定めるべきことを規定いたしております。また、第二項においては、これ

ら関係者相互間に不均衡を生じないよう定めるべきことを、第三項におきましては一定の場合に床面積を増減することができ、第五項において特定の場合に譲り受けまたは賃借りすることができないこととなるように定めることができることを定め、第二十六條は、施設建築物の共用部分の共有持分及び施設建築物の共有持分の割合について規定し、第二十七條は譲渡価額及び標準家賃の算定の基準に関する定めでございまして、第二十八條は、譲り受け希望の申し出または賃借り希望の申し出をした者に譲り渡し、または賃借しない部分、いわゆる保留部分は、原則として、公募により譲渡または賃貸を行なうようにすることを規定しております。

第二十九條は、管理処分計画の縦覧及びそれに伴う必要な手続について定めてございまして、

第三十條は、管理処分計画の決定もしくは変更またはそれらの認可があったときの公告及び通知について定めております。

次は、第三節の建築施設の部分による対償の給付のところでございまして、第三十一條でございまして、

第三十一條は、管理処分計画において建築施設の部分を譲り受ける者として定められた者、以下建築施設の部分の譲り受け予定者と申し上げます。この者の土地、借地権または建築物が市街地改造事業のために買収され、または収用されるときは、その買収代金または補償金等の対償にかえまして、市街地改造事業によって整備される建築施設の部分が給付されるという建前について定めております。

第二項は、前項の建前をとりまします上、収用の時期までに補償金の払い渡し等をしていないときは収用の裁決が失効するという土地収用法の規定を適用しない旨を定めております。

第三項は、建築施設の部分の譲り受け予定者の土地等が施行者に買収されたときは、その土地等の上に存する先取特権、質権または抵当権は、法律上当然に消滅することを定め、自後、これらの担保権は、次条の規定によりまして物上代位することとしております。

第三十二條は、前条の土地等が担保権の目的である場合においては、担保権は、建築施設の部分の給付を受ける権利及び土地等の対償の供託金に対して物上代位できる旨を定めてあります。

第三十三條は、土地等が担保権の目的である場合には、その対償の額が管理処分計画において定める建築施設の部分の価額をこえるときは、その差額を払い渡しにかえて供託すべき旨を定めております。

第三十四條は、第三十一條の規定の建前上、土地等の対償にかわるべき建築施設の部分の給付を受ける権利の内容が管理処分計画において明らかにされた後でなければ、施行者において譲り受け希望の申し出をした者の土地の取得等ができない旨を定めております。

第三十五條は、管理処分計画において譲り受けることと定められた建築施設の部分の価額の概算額が土地等の対償の額をこえる場合には、建築施設の部分の譲り受け予定者は、その譲り受け希望の申し出を撤回することができ

る旨を定めております。

第三十六條は、管理処分計画の変更をした場合における建築施設の部分の譲り受け予定者に対する土地等の対償の未払い部分の金額の払い渡しについて定めております。

第三十七條は、施行者は、建築施設の部分の譲り受け予定者の土地等の対償の未払い部分について、利息相当額を払い渡すべきことを定めております。

第三十八條は、土地等が担保権の目的であった場合における前二条の規定による金額の供託について定めております。

第三十九條は、建築施設の部分の給付を受ける権利の譲渡その他の処分の対抗要件について定めております。

次は、第四節の建築施設に関する権利関係の確定等でございます。

第四十條は、建築施設整備事業に関する工事が完了した場合におけるその公告及び通知について定めております。

第四十一條は、建築施設の部分の譲り受け予定者及び管理処分計画において施設建築物の一部を賃借りすることができ、その者として定められた者は、前条の工事の完了の公告の日翌日において、それぞれ建築施設の部分を譲り受けまたは施設建築物の一部について賃借権を取得する旨を定めております。

第二項から第五項までは、建築施設の部分の譲り受け予定者の土地等が担保権の目的であった場合の調整措置に関する規定であります。

第四十二條は、前条の規定によります建築施設の部分の所有権の取得に伴う登記の嘱託に関する規定であります。

第四十三條は、建築施設の部分の譲り受け予定者と管理処分計画においてその者から施設建築物の一部を賃借りすることができ、その者として定められた者とは、家賃その他の借家条件について協議すべき旨を定めております。

第四十四條は、前条の借家条件についての協議が成立しない場合において、施行者が、審査委員の同意を得て、諸般の事情を考慮の上、裁定を行なうべきことを定めております。

第四十五條は、前条の裁定の効果に関する規定であります。

第四十六條は、施行者は、事業費を確定するとともに事業費及び近傍類似の土地、建築物の価額を基準として、譲渡価額及び家賃の額を確定すべき旨を定めております。

第四十七條は、前条の規定により確定した譲渡価額と土地等の対償の未払い部分の金額とに差額がある場合における清算及びこれに伴う滞納処分等について定めております。

第四十八條は、前条の清算金を徴収する権利の消滅時効について定めております。

第四十九條は、清算金を徴収する権利に関する先取特権について定めております。

第五十條は、建築施設のうち施行者が取得する保留部分の管理処分について定めております。

次は、第五節、費用の負担等でございます。

第五十一條及び第五十二條は、市街地改造事業によって整備される公共施設、建築物等の整備に要する費用の負担または補助に関して、都市計画法を

除く他の法令に特別の規定があるときは、それらの規定の適用がある旨を定めております。

次は、第三章、雑則でございまして、

第五十三條は、市街地改造事業の適正な施行をはかるための規定でありまして、譲り受け希望の申し出をした者及び賃借り希望の申し出をした者の半数以上の賛成を得て、施行者が審査委員を三名以上選任して、それらの者を事業に関与せしめまして市街地改造事業の円滑な進捗を期せんとするものであります。

第五十四條は、施行地区内の関係権利者が権利の譲渡、相続その他の事由で変更した場合等に、あらかじめ手続を更新する煩瑣を避けまして、本事業の諸手続の円滑な進捗をはかる目的からして、施行者、関係権利者いずれに変更あった場合でも、両者の間の関係は変更後の当事者間に当然に承継されるようにいたしておるのであります。

第五十五條は、本事業によって整備された土地、建築物等の登記について、その手続の簡略化をはかるため一括申請その他について不動産登記法の特例を定めることができることとし、その具体的な内容については政令で定めることとしております。

第五十六條は、建築施設については、この事業の特殊性に基づく管理処分の方法を講ずる必要がありますので、建築施設に関しましては、地方公共団体の財産の管理処分についての法令の規定を適用しないことといたしておるのであります。

第五十七條は、市街地改造事業に関する簿書の備付及び利害関係人の請求があった場合におけるこれを閲覧させ

る義務について定めております。

第五十八条は、書類の送付にかわる公告について定めております。

第五十九条は、意見書等の提出の期間の計算等について定めております。

第六十条は、市街地改造事業の円滑な施行をはかるために、施行者が建設大臣等に対して技術的援助を請求することができることといたしてあります。

第六十一条は、市街地改造事業の適正な施行を確保するために必要な建設大臣の監督処分権限について定めてあります。

第六十二条は、市街地改造事業の施行を促進し、または建築施設の適正な管理処分を確保するため必要な建設大臣または都道府県知事の報告の徴収、勧告、助言等について定めてあります。

第六十三条は、第十三条の規定に違反した建築物の移転命令または第四十四条の規定による借家条件の裁定等に不服ある場合の関係権利者の異議の申し立て及び訴願等について定めてあります。

第六十四条は、建築施設整備事業のみの施行者がある場合における施行者についての技術的読みかえについて規定したものであります。

第六十五条は、建設大臣に属する権限の一部を都道府県知事に委任しようとする規定であります。

第六十六条は、地方自治法に規定する指定都市について都道府県と同様の取り扱いをする旨の規定であります。

第六十七条は、この法律の実施に必要な事項を政令に委任する規定であります。

第四章は、罰則でありまして、第六十八条、第六十九条及び第七十条は、罰則について定めてあります。

次は、附則でございますが、附則第一項は、この法律の施行の日について定めてあります。

第二項は、不動産登記法の一部を改正する等の法律の施行に伴う必要な経過措置を定めたものであります。

第三項は、登録税法の一部改正を定めたものであります。市街地改造事業の施行のため必要な土地または建物に関する登記で施行者が嘱託するものについて登録税を課さないことを定めたものであります。

第四項は、市街地改造事業のうち建築敷地の整備に関する事業は、都市計画法第十六条第二項の建築敷地造成に関する事業に該当するものであります。この法律に関連して都市計画法の一部を改正するものであります。

第五項は、この法律の施行に伴う建設省設置法の一部改正でございます。

第六項は地方税法の一部を改正して、譲り受け予定者が建築施設の部分を取得した場合における不動産取得税について、その減免の措置を講じようとする規定でございます。

第七項は、租税特別措置法の一部を改正して、土地収用法等による収用等の場合の譲渡所得等に対する所得税または法人税の賦課の特例を市街地改造法による収用等の場合についても認めようとするものであります。

第八項は、首都高速道路公団が委託を受けて市街地改造事業を施行することができるよう首都高速道路公団法の一部を改正する規定であります。

以上でもって逐条説明の概要を終わります。

ります。

○加藤委員長 鬼丸官房長。

○鬼丸政府委員 建設業法の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

本改正の要旨は、最近における建設工事量の増大にかんがみまして、建設工事の施工体制を強化し、建設工事の適正な施工を確保するとともに、中小建設業者の一そう健全な発達をはかるため、建設業者の登録の要件を整備いたしますとともに、総合工事業者及び専門工事業者の名称、建設業者の経営に関する事項の審査及び建設業者団体に係る届出等の制度等の規定を設けることとしたこととあります。

以下、逐条その要旨を御説明申し上げます。

まず、目次の改正は、以下の改正に伴いまして所要の整備を行なったものであります。

第二条の改正は、現在は第一項において建設工事の定義をいたしておりますが、建設工事の種類としては、別表各号に掲げる工事の種類のみにとどまらず、別表各号に掲げる工事を組み合わせて土木一式または建築一式に関する工事を総合的に行なうものがあることとしたものであります。第二項においては、建設業を定義して、職別という名義をもつて建設工事の完成を請け負う営業をも建設業ということとしておりますが、この職別という名義は、総合という名義に対比する場合に必ずしも適当でありませんので、専門という用語に改めたものであります。

次に、章名の改正は、以下の条文の追加及び改正に伴うものであります。

第五条第一項の改正は、現在は、登録申請者は、その者（法人である場合は、その役員）またはその使用人のうち一人が一定の実務経験を有している者、免許もしくは認定を受けた者でなければならぬこととなっておりますが、この一人の者についての実務経験、免許、認定等については広く建設工事に関するものとなっております。その資格要件が軽易かつ画一的に過ぎるうらみがありますので、この者を主として請け負う建設工事の種類ごとにその建設工事に関する実務経験を有する者または免許、認定等を受けた者とし、この者を一名配置することとしたいたしました。また、現在学歴及び実務経験を有している者と同等以上の学歴及び実務経験を有するものとして第一号において建設大臣が認定した者及び現在第二号に規定している法律または命令による免許または技術もしくは技能の認定で建設工事に関するものうち建設大臣が指定したものを受けた者については、新しく第三号において一括して建設大臣が認定するものとしたしております。

第五条第二項の改正は、建設大臣の登録を受けようとする者が第一項の要件以外に必要とされる要件でありまして、同一都道府県内にある営業所の一つに置くべき者の資格については、現在、第五条第一項の者の資格と同じくしてあります。今回の改正により第一項の資格については、主として請け負う建設工事に関するものに限られることとなるのであります。建設業の企業としての登録に関する技術上の要件

については、改正後の第一項の資格のみを具備すれば足りますので、建設大臣の登録を受けようとする者が各都道府県の営業所の一に置くべき者の資格については、従前の通りとしたものであります。

第六条の改正は、登録申請書に記載する事項のうち、総合建設業または職別建設業の区別及び建設省令で定める専門工事の種類につきましては、今回の改正におきまして、総合工事業者の登録の制度を設け、また、登録の要件の整備を行なうことによつて、この事項の内容が明瞭になりますので、登録申請書から除いたものであります。

第七条第四号の改正は、従来の第五条に規定する登録の要件を備えていることの誓約書にかえて、今回は新しく同条第五号として第五条に規定する要件を備えていることを証する書面を徴することとする旨の規定を設けましたので、これに伴う改正でございます。

第七条第六号の規定は、従来徴していた営業の内容を示す主要な事項を記載した書類で建設省令で定めるものにかえてこれらの書類のほか、登録申請書及び附属書類に記載した事項の確実を期するためこれらの書類の記載事項の証憑書類等をも徴し得よう営業に関する書類で建設省令で定めるものとして規定したものであります。

第十一条の改正は、第二十九条の改正に伴うものであります。

第十三条の改正は、第七条の登録申請書の添付書類の改正に伴いまして、第五条に規定する要件を備えている者につき変動を生じたときの措置を規定したものであります。第五項として、建設業者は、第五条第一項各号の

追記及び改正に伴うものであります。

第五条第一項の改正は、現在は、登録申請者は、その者（法人である場合は、その役員）またはその使用人のうち一人が一定の実務経験を有している者、免許もしくは認定を受けた者でなければならぬこととなっておりますが、この一人の者についての実務経験、免許、認定等については広く建設工事に関するものとなっております。その資格要件が軽易かつ画一的に過ぎるうらみがありますので、この者を主として請け負う建設工事の種類ごとにその建設工事に関する実務経験を有する者または免許、認定等を受けた者とし、この者を一名配置することとしたいたしました。また、現在学歴及び実務経験を有している者と同等以上の学歴及び実務経験を有するものとして第一号において建設大臣が認定した者及び現在第二号に規定している法律または命令による免許または技術もしくは技能の認定で建設工事に関するものうち建設大臣が指定したものを受けた者については、新しく第三号において一括して建設大臣が認定するものとしたしております。

一に該当する者として証明された者がその役員もしくは使用人のいずれでもなくなった場合もしくは同項第三号に該当しなくなった場合または営業所に置く同条第二項各号の一に該当する者として証明された者がその営業所のある都道府県の営業所に置かれなくなった場合もしくは同項第三号に該当しなくなった場合において、これにかわるべき者があるときの変更の手続を規定し、第六項として、建設業者は、第五條第一項各号に規定する要件を備える者を欠くに至ったとき、同条第二項に規定する要件を欠くに至ったとき、または第十一條第一項第一号及び第三号から第六号までの登録の拒否要件の規定に該当するに至ったときの手続を規定しておきます。

第十五條の改正は、現在の登録の取り消しを行なった場合の登録の抹消を行なう規定について、登録の取り消しは第二十九條の規定によるもののほか、第二十九條の二の規定によるものをも含ませるべきでありますので、この旨を規定したものであります。

第十六條の改正は、登録簿とともに、第五條に規定する者の変更に関する書類及び総合工事業者の登録等に関する書類をも公衆の閲覧に供すべきでありますので、このように措置したものであります。

新たに設けました第二章の二の規定は、建設業者が建設工事を施工するにあたり、土木一式工事または建築一式工事を総合的に施工するものと、各専門分野において施工するものと二種に区分されている実態に即して、建設業者を総合工事業者及び専門工事業者に区分することとした規定であります。

ます。

第十七條の二の規定は、総合工事業者と称することができものの資格及び手続に関する規定でありまして、主として請け負う建設工事の全部または一部が土木一式工事または建築一式工事である建設業者で、その者（法人である場合においては、その役員）またはその使用人のうち当該土木一式工事または建築一式工事に関し、第五條第一項各号の一にあたるものとして証明された者のほかに、一人が土木一式工事または建築一式工事に関し学歴を有し、かつ一定年限以上の指導監督的な実務の経験または業務管理の責任者としての経験を有する者か、土木一式工事または建築一式工事に関し十年以上指導監督的な実務の経験または業務管理の責任者としての経験を有する者か、またはこれらと同等以上の能力を有するものと認定した者である場合において、建設業者登録簿に総合工事業者の登録を受けることによつて、総合工事業者と称することができることとしたのであります。この総合工事業者の登録は、当然、建設業者の登録に付帯するものでありますので、同条第二項において、その有効期間はその建設業者の登録の有効期間に従ふこととし、同条第三項において、建設業者の登録の有効期間満了の後引き続き総合工事業者と称しようとする者は、建設業者の更新の登録を受ける際に、総合工事業者の登録の更新を受けなければならないこととしたのであります。

第十七條の三の規定は、総合工事業者の登録の申請に関する手続でありまして、総合工事業者の登録またはその更新の登録を受けようとする者は、建設省令の定めるところによつて、登録申請書と、総合工事業者と称するための要件を備えていることを証する書面を建設大臣または都道府県知事に提出しなければならないこととしております。

第十七條の四の規定は、総合工事業者としての登録を受けた建設業者について、その総合工事業者として備えていた要件について変動があった場合の規定でありまして、第一項において、総合工事業者の登録の要件とされている資格者がその総合工事業者の役員もしくは使用人のいずれでもなくなった場合、または建設大臣の認定する者に該当しなくなった場合において、この資格者にかつた場合があるときは、建設省令の定めるところによつて、遅滞なく、その者について、その者が総合工事業者の登録の要件とされる資格者であることを証する書面を建設大臣または都道府県知事に提出しなければならないこととし、同条第二項においては、総合工事業者の登録を受けた者で総合工事業者の登録の要件とされている資格者を欠いたときは、建設省令の定めるところによつて、遅滞なく、その旨を書面で建設大臣または都道府県知事に届け出なければならないこととしております。

第十七條の五の規定は、総合工事業者の登録を建設業者登録簿から抹消する場合の規定でありまして、建設大臣または都道府県知事は、建設業者の登録を抹消した場合、または総合工事業者の登録を取り消した場合におきましては、その建設業者にかかると総合工事業者の登録を抹消しなければならないこととしたのであります。

第十七條の六の規定は、本章及び第二十九條第二項に規定するもののほか、総合工事業者の登録に関する必要事項について、建設省令への委任を規定したものであります。

第十七條の七の規定は、建設業者の総合工事業者と専門工事業者の区分に関する規定のうち、専門工事業者に関するものでありまして、建設業者のうち総合工事業者の登録を受けた者以外のは、建設省令の定めるところによつて、主として請け負う建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工事業者と称することができることとしたのであります。

なお、建設業者を総合工事業者と専門工事業者に区分する効果については、特に、営業制限を伴うものではなく、第四條の建設業者の登録を受けた者は、建設工事の種類を問わず、これを請け負うことができるわけでありまして、総合工事業者または専門工事業者と称することによりまして、また、営業所、工事現場等にこの区分を明示させることによりまして、建設業に関する一般の取引の安全とそれぞれの分野における施工体制の向上を期待しているものであります。

第二十六條の規定は、工事現場に置

く主任技術者の資格について、第五條第一項の規定が改正されましたので、従前通りの資格とするための技術的なものであります。

第四章の二の規定は、現在、公共性のある施設または工作物に関する建設工事につき、各注文者が行なっている入札参加を希望する建設業者の資格に関する審査事務のうち、経営規模その他経営に関する客観的事項に関するものは、建設業法の施行をつかさどる行政機関において一括して行なうことが適確でありまして、またその審査の手続については、公正妥当な方法により適確に行なうべきでありますので、この趣旨の規定を設けたものであります。

まず、第二十七條の二の規定は、建設大臣または都道府県知事は、建設省令の定めるところによつて、公共性のある施設または工作物に関する建設工事で、建設省令で定めるものの入札に参加しようとする建設業者で建設大臣または都道府県知事に申し出をしたものについては、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を行なうことができることとしておりまして、この場合の審査の項目及び基準については、現行法において中央建設業審議会が入札参加者の資格に関する基準を作成しております関係上、同条第二項において、中央建設業審議会の意見を聞いて建設大臣が定めるものとしております。

第二十七條の三の規定は、この審査を受けた建設業者の請求があったときは、建設大臣または都道府県知事は、その者にかかると審査の結果を通知しなければならないものとし、また、第二項におきまして、注文者の請求があったときは、建設大臣または都道府県知事は、審査の結果を通知しなければならないものとしたのであります。

第二十七條の四の規定は、審査の結果について異議のある建設業者は、その審査を行なった建設大臣または都道府県知事に對して、再審査の申し立てをすることができるといたして、

前条第一項の規定とあわせて審査の公正妥當を期しております。

第二十七条の五の規定は、この章に規定するもののほか、審査及び再審査に必要事項につき、建設省令で定める旨を定めたものであります。

第四章の三の規定は、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達をはかるためには、建設業者団体の自主的活動にまつところが少なくなく、これらの団体の発達を期するためには、行政庁としても建設業者団体の適切な指導を行なう必要がありますので、この規定を設けたものであります。

第二十七条の六の規定は、建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達をはかることを目的とする事業を行なう社団または財団で建設省令で定めるものは、建設省令で定めるところによつて、建設大臣または都道府県知事に対して建設省令で定める事項を届け出なければならぬこととし、これより建設業者団体の実施及びその活動状況を行政庁において把握することができるようになしたものであります。

第二十七条の七の規定は、建設大臣または都道府県知事は、届出のあった建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、または建設業の健全な発達をはかるために必要な事項に關し報告を求めることができる旨の規定でありまして、これらの規定の運用によりまして建設業者団体及び建設業者への一そう適切な指導を期することとしたものであります。

第二十八條の改正は、現在の建設業者に対する監督の規定のうち、勧告に關する部分を第四十條の二として新たに建設業者団体に關するものとともに設けましたに關連して整理を行なつたものであります。

第二十九條の改正は、総合工事業者の規定を設けたことに伴ひまして、総合工事業者の登録の取り消しを行なう場合を規定したものでありまして、建設大臣または都道府県知事は、その登録を受けた建設業者で総合工事業者の登録を受けた者が、総合工事業者の登録の要件としての資格を欠くに至つた場合または不正の手段によつて総合工事業者の登録を受けた場合には、その建設業者にかかる総合工事業者の登録を取り消さなければならぬものとしたのであります。

第三十七條の改正は、中央建設業審議会が所掌する事項は複雑多岐にわたつております上に、その調査審議する内容によりましては専門的な知識を要しますので、建設業に關する専門の事項を調査審議させるために、中央建設業審議会に専門委員を置くこととしたものでありまして、第一項においてその設置を規定し、第二項において、専門委員は、その専門の事項に關する調査審議が終了したときは解任されるものとしたしており、第三項において、専門委員の勤務及び欠格条項並びに専門委員たるべき者について委員の規定を準用することとしたものであります。

第四十條の改正は、建設業者の掲げたる標識に現行法において記載されてゐる事項のほか、総合工事業者または主として請け負う建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工事業者の名称を記載させることとしたものであります。

第四十條の二の規定は、建設業者団体の規定を設けたことに伴ひ行政庁は建設業者団体に対する指導等を行なう必要がありまして、あわせて、建設業者に対して指導等を行なうことが妥當と考えられますので、建設大臣または都道府県知事は、その登録を受けた建設業者または建設業者団体に對し、建設工事の適正な施工を確保し、または建設業の健全な発達をはかるために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができることとしたものであります。

次に、第四十六條の改正でございますが、第一号においては登録申請書または添付書類に虚偽の記載をして提出した者に関する罰則を一括して規定するための改正を加えたものであり、同条第二号におきましては、建設業者の登録の要件の改正に關連して、登録の要件とされてゐる資格者の変更に關する書類を提出せず、または虚偽の記載をして提出した者についての罰則を設けたものであり、同条第三号の規定は、登録の要件とされてゐる資格者が欠けた場合の届出をしなかつた者についての罰則を設けたものでござい

ます。次に、第四十九條の改正は、総合工事業者及び専門工事業者の制度を設けたことに伴ひ、その第二号において総合工事業者の登録を受けないで総合工事業者と稱した者または専門工事業者と稱し得る規定に違反してこれらの名称を稱した者についての罰則を設け、

同条第三号におきまして、総合工事業者の登録またはその更新の際に要する書類または総合工事業者の登録の要件とされてゐる資格者に変更があつた場合の届出の際に要する書類に虚偽の記載をして提出した者についての罰則を設け、また同条第四号におきまして、総合工事業者の登録の要件とされてゐる資格者に変更があつた場合または欠けた者についての罰則を設けたものであります。

別表の改正は、電気通信工事は従来電気配線工事の一種として、また、ブロック工事はれんが工事の一種として処理してきたのでありますが、おのそのその工事の量の増大と施工体制の整備等に伴ひまして、従来の電気配線工事またはれんが工事から分離することが適當と考えられますので、独立の建設工事として追加したものであります。

最後に、附則といたしまして、まず第一項におきまして施行期日として、公布の日から起算して六月をこえ一年をこえない範囲内で政令で定める日から施行することとしたしております。経過規定といたしましては、附則第二項におきまして、現にこの法律による改正前の建設業法の規定により登録を受けてゐる建設業者の登録に關しましては、その有効期間内は従前の例によるものとしたしておりますが、この建設業者につきましても、今回の改正の総合工事業者または専門工事業者の規定の適用を希望する者につきましては、附則第三項において、その建設業者が、建設省令の定めるところにより、改正後の建設業者の登録の要件と

すべき資格者を備へてゐることを証する書面を建設大臣または都道府県知事に提出した場合に限つて適用させることとしたしております。また、この場合の建設業者につきましては、附則第四項において、その登録はすべて新法の定めるところにより受けた登録とみなして新法を適用することとしたものであります。

以上で御説明を終わりますが、どうぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○加藤委員長 両案に対する質疑は次会に譲ります。

○加藤委員長 この際、日向灘地震による建設関係の被害状況につき、政府当局より説明を聴取いたします。

山内河川局長

○山内（一郎）政府委員 日向灘地震によります公共土木施設の被害状況につきまして、お手元に印刷物が配付してございまして、これに基づきまして御説明をいたします。

1. 地震の概況でございます。二月二十七日午前三時十一分、宮崎県の日向灘沖を中心としたしまして、九州、四国、中国地方一帯に強い地震がございまして、ただいまのところ被害の報告が参つておりますのは、宮崎県及び鹿児島県の二県でございます。震源地は、宮崎市東方の約五十キロの日向灘沖合の海底でございます。地震の強さは、宮崎市におきまして震度五、鹿児島市、佐賀市、大分市、宇和島市、阿蘇山が震度四、熊本市、宿毛市、高知市が震度三という状況でございます。

なお、震度の点につきましては、御参考に過去の大きな地震の震度が書いてございます。関東地震は六、東南海道地震が六、南海道地震が五、福井地震が五、十勝沖地震が六、こういう状況でございます。

この地震によりまして、同地方の沿岸一帯に約一メートル五十の津波の来襲を見たわけでございますが、満潮時の前でございますので、特別の被害はなかったようにございます。

2. は、公共土木施設の被害でございます。

(1)の直轄災害といたしまして、大淀川の堤防護岸に多少の被害を見ております。被害の報告額は百三十万円。被害の状況はその左に書いてございますが、右岸におきまして堤防が長さ二十メートルの亀裂、護岸が五十メートル崩壊、左岸におきまして堤防が長さ五十メートルの亀裂を生じておる。こういう状況でございます。

(2)の補助災害関係でございます。宮崎県の被害箇所は、ここに書いてある通りでございますが、海岸一カ所七十五万円、道路七カ所二十八万三千円、橋梁が七カ所で千三百三十一万円、合計十五カ所で千六百八十九万円。鹿児島県におきましても被害の箇所は書いてございますが、道路三カ所九十万円。合計をいたしまして十八カ所千七百七十九万円。これに直轄災害を入れますと千九百九十九万円、こういうふうな見込みでございます。今後多少ふえる変動はないと考えております。

○加藤委員長 神田住宅局長。
○神田政府委員 日向灘地震によりまして住宅の災害状況につきまして、ただいままでに判明いたしました点につきまして御説明いたします。

被害報告のございましたのは宮崎県と鹿児島県でございます。宮崎県におきましては全壊一、半壊四、一部破損が百四、計百九の被害でございます。鹿児島県は全壊が九、半壊が一、床上浸水、床下浸水が七、計十七でございます。合計におきまして、全壊十、半壊五、一部破損が百一、合計百二十六の被害でございます。そのほかに、非住家の被害というのが、宮崎県におきまして破損が三十五、鹿児島県におきまして全壊が二でございます。以上申し上げました数字は県当局からの報告でございます。カッコミ書き内の警察庁の調べと若干食い違いがございます。なおよく次の調査に待ちまして、対策等も講じたいと思っております。

以上でございます。

○加藤委員長 次に、河川、道路及び住宅に関する件につき調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

○児玉委員 治水関係の質問に入る前に、ただいま河川局長並びに住宅局長から、日向灘地震についての災害状況の御報告がございましたが、実は私も帰っておりまして、けさ帰って参ったわけでありまして、幸いに、先ほど河川局長が説明されましたように、地震発生の際が満潮時の前であつたために、非常に低位にある宮崎市の高潮からの被害がまぬがれまし

て、これは不幸中の幸いだというわけでございます。

この日向灘地震に関連しまして、きこのうでございましたか、気象庁の広野地震課長の発表によりますと、今度の地震は予想された地震じゃなくて、偶発的な地震である、こういうことを指摘されておるわけでございますが、最近の情勢、特に二月に入つてから現在まで十八回にわたりこのような、程度は違つたにしても、地震が発生をしておるわけでございます。幸い今回は死傷者も少なく、鹿児島、宮崎両県下で死者二、負傷者七、それから家屋等の倒壊は百六十七棟ということになっておりますが、このような地震の傾向から考えまして、また、今建設省から提出されました過去の地震の統計等から申しまして、宮崎県の場合は震度五という強震に入るようでありまして、これがもう一つ上がりまして六になりますと、相当の家屋倒壊なり罹災者、死傷者が出るのじゃないかということが予想されるわけでございます。

そういう立場から、私は特に大臣なり、河川局長、住宅局長にお伺いしたいのは、気象庁の広野地震課長の見解というのは、その前提として、これが大地震の前触れではないということに限定しておるわけでございます。そういう技術上の立場から偶発的なもの、こういうことを言いたいが、現実には予報というものが全然今回なされてないわけでございます。五十キロの地域でありますから、たいてい技術的に可能、不可能の問題外としても今日非常に高層建築が多くなりつつある時期におきまして、単に普通の一般災害と

いうことでなくて、地震に対する対策あるいは地震の予報措置、こういうこと等についても、広野地震課長の見解ではきわめて私たちは危機の念を持つものであります。建設省当局として、住宅の面、高潮対策の面、あるいは建設行政全般の面から、この地震対策について、特に東京のような大都市においては、予測される地震に對ししても十分なる事前の防災対策なり、こういうことも考えなければいけないと思ふのですが、これらの点についてそれぞれの御見解を承りたいと思ひます。

○中村國務大臣 どうも日本の国は、遺憾ながら世界でも少ない地震の多い国でありますので、諸般の行政を進めます上に、地震に対する対応策といふものは常時怠りなく講じていかなければならないことだと私も考えております。実は三十六年度におきましても、建築研究所の中に地震工学研究部を設けまして、地震についての研究及び講習の度合いを高めていく処置を講じておる次第でございます。

なお、最後に御質問のございました大都市の災害につきましては、私も非常に憂慮しておりますが、私ども大正十二年の大震災の経験から見ますと、都会における大地震で一番おそろしいものは火災であると思ふのであります。あの未曾有の大激震がありまして、家屋の破壊というよりは、むしろ火事によって死傷が非常に多かつた、また災害が大きくなったというのが実情でございます。従つて、大都會には、そういう有事の場合に備えてできるだけ防火帯を作るとかいうような進め方が必要かと思ふのでござい

ます。今まではそういう角度の防火帯に

関する法律だけでありましたが、伊勢湾台風等の例にかんがみまして、他の災害にも適用のできるような防災建築といふものを研究し、また実施していかなければならないと思ひますので、今度御審議を願うことになつております。防災街区の法案も、実はそういう角度で考慮をいたしておるような次第でございます。御注意の点もございまして、われわれといたしましては、この地震災害の多い日本の国とし

て、これに對する対応策を十分怠りなく進めていく努力をせねばならぬだろうと痛感いたしておりますので、努めてその方向に向かつて配慮をいたしたいと思つております。

○児玉委員 大臣の構想を了とするわけでありまして、先月の一月の新潟の長岡の地震でも、相当被害が出たわけですが、この長岡の地震を契機として、気象庁と東大の地震研究室におきましては、地震の予知準備委員会を設置しまして、今後七十五キロ平方に一カ所の割で地震計等を設置する。こういうような計画等を持っておるようでありまして、地震によつて起る災害、特に建設の所管事項が多いわけでありまして、こういうような気象庁等が設置している地震予知準備委員会については、建設省として当然参画すべきじゃないか。こういうふうに感ずるわけでありまして、このように点についてはどういうふうな処置をとるか、またどのような見解を持っておるか、お聞きしたいのであります。

しており、建築関係のみならず、地震の予知をするという事は災害防除の上に非常に重要な関連がございますので、緊密な連絡をとりまして、遺憾のないように事務当局にも指示をいたしまして、進めて参りたいと思っております。

○見玉委員 住宅局長にお伺いしたいのでございます。最近五階、六階のたぐいさんのアパートが建ちあつて、地震の震度といふものは一から七まであるそうですが、現在の建築物といふものはどの程度の震度に耐え得るような技術的な設計がなされておるか、この点について……。

○稗田政府委員 建築物の耐震構造につきましては、関東震災の地震というのが最大の加速度を持った大きな力の地震になつておるわけでございまして、現在建築基準法におきまして、鉄筋コンクリートあるいは鉄骨造等を建築いたします場合には、今日まで起きました地震の最大の横からの力に耐え得るよう計算をしなければならぬことになつておるわけでございまして、なお、木造等の建築物におきましては、従来の日本の大工さんの建て方では、斜めの材を使つていなかったもので、これも市街地建築法が施行されて以来、大正十二年の震災火災にかんがみまして、筋かいとか、方づえとか、斜めの木材、骨組みを入れます、できるだけ横からの力に建築物がゆれないように工法を指導して参つてきておるわけでございまして。

は覚えていないのですが、三、四年ほど前に強震計、つまり強い地震の震度、加速度を調査する機械でございまして、強震計を建設省におきまして求めまして、これを全国の高層ビルに設置して、随時、通常の微震につきましても、どういふように各階に力が加わるかといふことを調査しておるような次第であります。今後宅地の高度利用といふような面から、建築物は高層化しなければならぬわけでございまして、これにつきましてわれわれの認識、体験から申しますと、大正十二年程度の震災であれば十分耐え得るといふ技術的な確信を持って規則が制定されておるわけでございまして。

○見玉委員 今度の宮崎市の場合を一つの例にとつて申し上げますならば、午前三時十一分に寝ていて動揺を感じたわけですが、その瞬間すぐ電灯が消えてしまつた。ですから、トランジスタ・ラジオを持っていた人は別として、一般家庭においては、この地震がどういふような状況になつていくのか全然予想すべからぬ。状況を聞くことができないわけですから、同時に、電灯が全部消えたために、そのための負傷者もかなりあつたり、あるいは天井からの落下物でけがをした。こういうことで、これだけ電灯設備が完成されておるにもかかわらず、停電してしまつた。宮崎市の場合においては、ほとんど八割以上が停電ではなかつたかと思つて、私の都城市においては、夕方の七時まではほとんど電灯はつかなくなつた。こういうような状態にあるわけですから、東京府の場合においても、今の局長の説明では、大正十二年

の災害程度には耐え得る、こういうことを言われておりますけれども、現実には、集団的なアパートの住民といふものは、そういう突発的な事故が発生した場合に、何ら情勢を把握できないために、心理的な動揺を非常に来すとか、あるいは建造物の構造等において、短かい時間に多数の人たちが避難できるような避難設備といふものをどういふふうにご考慮されておるか。この点を最後に聞きたいと思つております。

○稗田説明員 アパートあるいは高層建築物等におきましては、ある階数を越えるものにつきましては直通避難階段といふようなものを建築基準法によりまして設置するようになっておるわけでございまして、従いまして、避難する通路がないといふようなことは建築物につきましては、ないようになっておるわけでございまして、ただ、これを居住しておる方々、あるいは建物を使用しておる方々が、通常それがどこにあるのだといふことを認識しておいていただかないと、急の場合に間に合わないといふこともあるかと思つてございまして。今後そういう避難設備等につきまして、災害の場合に反射的に利用できるようなそういった認識を高めておく必要があるかと思つて、そういうような面につきましては、なお一般に徹底するように、よく指導して参りたいと思つております。

○見玉委員 それでは、治水関係について若干質問いたしたいと思つております。この前の委員会、地盤沈下の問題について質問申し上げましたが、まだ全部の回答をいただけておりませんが、この前申し上げましたように、年々工業用水等の地下水くみ上げのために、全国的に大都市の地盤沈下が顕著になつておるわけでありまして。特に名古屋とか、大阪、東京等のように、高潮の影響を受けやすい都市における高潮対策について、特に河川局長としてどういふふうな今後の構想をお持ちしておるか。また、現実に東京都の場合においては、高潮対策の工事が非常に進んでいないといふことも聞いておるわけでございまして。これについて局長の見解を承りたいと思つております。

○山内（一郎）政府委員 全国でいろいろな地盤沈下の現象によりまして、高潮に対して非常に弱体といふか、脅威を感じておるという地域が相当ございまして。その中でも東京都と大阪地方、これは特に伊勢湾台風のおあひう大災害のあと、いろいろな点を考慮いたしまして早急にその対策を講じなければいけない。こういう状況でございまして、それにつきましては、建設省におきまして高潮対策事業として現在実施をしております。今までは、できていた予定といたしましては、東京地区について申し上げますと、三十五年度に約十億の事業を実施いたしておりますが、三十六年度につきましては、十四億程度の事業を実施したいという予定を現在いたしております。大阪につきましては、昨年度は約六億でございましたが、来年度は十二億程度の事業をしたい。こういうふうな、いろいろ全体の計画に就きまして、三十五年度と比較をして、このような状況で極力促進をして参りたい。こういうふうな考えを申しております。

○見玉委員 次に、治水の十カ年計画の問題を中心としてお伺いしたいのでございまして。建設省の治水十カ年計画の予算の実施状況を見て参りますと、大体三十六年度計画全体の二・九％というところが予想されておるようでありまして。いつも私が災害対策を含め

て申し上げますように、治水事業といふのは、災害が発生してそれを直すというのではなくて、事前に災害を防止するといふ基本的な立場に立つべきである。そういう点等から考えますならば、やはり十カ年計画のものを平均して工事を進めるといふことではなくて、できる限り治水関係の工事を繰り上げてこれを行なうべきではないか、こういうふうな考えのわけですが、これについての局長の見解をお聞きします。

○山内(一郎)政府委員 治水事業の長期計画につきましては、従来決定がなく、いろいろ毎年度の事業でやつて参ったのでございますが、三十五年度を初年度といたしまして、治水事業前期五カ年、それから引き続き後期五カ年の計画がきまつたわけでございまして。その総額は九千二百億でございます。そのうち前期で四千億、後期で五千億でございます。そういう計画でございます。そういうふうな考えで参りますと、前期の、三十五年度をベースといたしまして毎年度の伸びと、それから後期の五カ年の最終年度の三十九年度をベースとしてその伸びを見ますと、前期におきましては一一・五、後期は約三三・三、十年分は九千二百億でございますが、こういうふうな前期の方に相当繰り上げてできるというふうな計画になっておるわけでございまして。従つて、今、先生のおっしゃいましたように、できるだけ早い年度に繰り上げてやる。こういうつもりで、現在五カ年計画を実施中でございまして。

○児玉委員 この十カ年にわたる長期の治水計画が、完全に実行されることをわれわれは期待するものでありますけれども、今申し上げたことと関連しまして、最近ではアメリカのドル防衛政策等によつて、日本の貿易の国際収支も相当赤字の傾向を示しておるのでございますが、日本の経済情勢全体がこの十カ年間に相当の予測しない事態に立ち至ることも予想せられるわけでございます。このよう膨大な国家資本を投資する治水計画事業においても、今後予想される経済情勢の変化、こういうことについてはどのような一つの構想をお持ちであるか。またこれに對する対策を、どのようにお考えなのか。局長の見解を承りたいと思ひます。

○山内(一郎)政府委員 先ほど申し上げました治水事業前期五カ年あるいは後期五カ年計画につきましても、治水事業単独の立場といひますか、それ以外、国民所得倍増計画の一環として本計画がきめられたわけでございまして。従つて、そういういろいろな情勢の変化も今後あるかもしれませんが、できるだけこの線に沿つて、われわれ治水担当者としてはやつて参りたい、こういうふうな考えでおるわけでございまして。

○児玉委員 この治水十カ年計画の構想において、政府の説明によりますと、大体国民所得に對する現在までの災害の状態といふのは三・一%であるところ、これを十カ年計画の遂行によつて、その災害の程度を国民総所得の一・六%に縮小していく。こういう構想が治水十カ年計画の基本になっておるのでございすけれども、たとえば昨年の長良川の災害等から見ても、ほとんど予想されなところの非常な災害の発生を見たわけでござい

ます。この十カ年計画において、予想する国民所得に對する被害額の減少といふことが、はたしてこれで徹底して行なわれるかどうか。これについての局長の見通しと見解を承りたいと思ひます。

○山内(一郎)政府委員 一・六%といひますのは、昭和九年から十六年までの、各年の平均の被害額と、その当時の国民所得の比率でございまして、その当時は比較的河川の状態が安定するといひます。災害の少なかつた年次でございまして。三・一%といひますのは、それと同じようなやり方で、昭和二十一年から三年の、つまり終戦後の状況でございまして、現在立てておられます五カ年計画ないし十カ年計画におきましては、そういう昭和九年ないし十六年のような安定した年次にさらによくしよう、こういうつもりで現在やつておるわけでございまして。従つて、別の見方からいたしまして、河川の改修によつてはんらん防止ができる面積は、どういふふうな五カ年計画で進んで参るかといひますと、河川が何万歩の洪水のはんらんする区域があるんですが、現在はその程度が、約四〇%は現在の施設で防止されておるという状況でございまして。それが十年後には七〇%まで防止できる。そういう計画でございまして、先ほどの数字の点につきましても、あるいはそれ以上に達成できる。こういうふうな考えでおるわけでございまして。

○児玉委員 これは、たしか昨年十二月二十一日ではなかつたかと思うのですが、全国の治水関係の災害対策の促進大会ですか、その席上で各界の代表

が意見を發表されておつたようでありまして。現在の災害で私が特に感じますことは、小災害なりあるいは個人の天然の災害による、いわゆる法的な保護といふことがほとんどないわけでございますが、こういう問題も含めまして、根本的な災害対策として、財政的な裏づけを基本とする災害基本法の制定といふことが論議されておつたようにございまして。この災害基本法の制定について、大臣はどういふふうな見解をお持ちか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○中村國務大臣 災害が一たび起こりますと、各省に關連した諸般の問題が起こつて参りますので、小規模の場合には別として、一定規模以上の災害に對しては、急速にその対策が講ぜられるような、基本的な施策といふものが必要であるかと私も考えておる次第でございまして、かような意味から、できればなんとか關係各省協議をいたしたいといふことで、目下關係各省間におきまして、いろいろ協議を進めておるような次第でございまして。なんとか私も關係省の十分な調整をはかりまして、できるだけ早い時期に災害に關する基本的な予備的な問題と、それに対する、起きた場合の対策の迅速な処置等について、この基本法を定めたものであるといふことで、実は目下努力をしておるような段階でございまして。

○児玉委員 昨年の促進大会でも、この災害基本法の制定といふことを特に強く希望されたように聞いておるわけでございます。大体、大臣がそのとき、そのときかわつていきますので、考え方がいつも一貫されない欠陥もあるわけでありまして。中村大臣としては、特に建設のベテランでもありますので、この基本法の制定を早急にすべきではないか。大体、大臣はいつごろをめどとしてこの法案の制定をしたいのか。その辺の見解を承りたいと思ひます。

○中村國務大臣 実は、なんとか今国会に提案の運びにいたしたい熱意を持っておつたのでございまして、それぞれ自治省は自治省としての考えがありまして、同時にその地方団体との關係も一本に動けるような体制をとる必要がございまして、これらの關係を調整をすべく、目下いろいろ關係省の間にございまして、連携をいたしまして準備をいたしておるような段階でございまして。また、いつこれを提案できるというめどが、実ははっきりついていないのであります。

○児玉委員 では、一つ積極的に努力をされまして、なるべく早い機会にこれが提案されるように要望しておきます。次に、河川局長にお伺ひしたいのは、災害復旧について本年度は三十四、三十五災害等、一〇〇%近く復旧できる見通しに立っているようでありますけれども、これからの災害対策について、復旧期間といふのが大体原則として三年間、しかもこれが三・五・二の割合になつておるわけであります。昨年来この災害復旧の比率を五・三・二、あるいは二年程度に縮小すべきだといふ意見が相当強まつてきておるわけでありまして。この早期復旧について、比率を変更するなり、あるいは二年に短縮する、こういう点について、どういふふうな見解をお持ちかお伺ひしたいと

思います。

○山内(一)郎政府委員 災害復旧を何力年で完成するかという問題でございまして、三十六年度の予算につきましては、従来通り緊要事業は三カ年、それ以外を含めまして四年、こういう計画で実施をする予定になっております。しかし、今後の問題といたしましては、この年次でできるだけ早めたい、こういう意向は持っております。全部ひくくめて四年というものを三年でやりたい、こういうふうな今後努力をして参りたいと思っております。

○見玉委員 これに関連いたしまして、昭和二十四年のシャウプ勧告によりますと、災害復旧は全額国庫負担にすべきであるというふうな勧告なされましたが、昭和二十五年に法律の一部改正によって、この全額負担ということが変更されておるわけであります。この根本の精神は、やはり現在の災害復旧というものが、改良を含めたところの復旧でなくて、いわゆる原形復旧主義をとっているのだから、こういうことになっているのじゃないか。しかも、今日の集中豪雨等による予測しないところの洪水等においては、とても原形復旧ということでは、そこに莫大な金を投資しなくても、結局は同じことを繰り返してしまして、それによる災害の発生というものはますます増強される。

昨年の長良川の土地は、私は災害状態も現地で見ましたが、芥見付近においても、前年度の災害復旧があと一割五分くらいしか残っていません。ところが、そこが突破口になりました。甚大な損害を与えておるわけでありまして、これは早期復旧と関連しまして、原形復旧主義というものをこの際

抜本的に改めるべきじゃないか。私は相当思い切った措置をとっていくべきだというふうな考えをわけでありまして、私の宮崎県等においては、災害によつて橋が半分流されて、木の橋とコンクリの橋と、またひどいところは木橋と鉄橋とコンクリの三つの橋になっている。こういう、まことにこつけない状態にあるわけですから、これは、一ぱん災害が来るとするならば、当然、全然鉄橋部分なり、あるいはコンクリート部分の復旧の意味はなくなつてくる。こういう実態等から考えまして、これは相当思い切った措置をとるべきだと感ずるわけですから、原形復旧主義をこの際早急に改めるべきだと思つたのですが、それに対する見解を承りたいと思ひます。

○山内(一)郎政府委員 災害復旧の復旧設計という点でございまして、現在公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によつてやられているわけでございます。それによりますと、原形復旧はやはり原則でございまして、ある程度許された範囲でございまして、不適当とかいふ場合には原形以上にできる。その解釈の問題で、できるだけこれを大幅に現在もやつて、さらに今後努力をいたしますが、それで及ばない場合には、関連事業という制度によりまして改良復旧、いわゆる災害復旧に関連事業を加へまして改良復旧。これも現在やっておりますが、さらに幅を広げるとか、いろいろな点で現在研究をいたしております。

昨年の岐阜県の芥見の再度災害という点につきましては、まことに残念でございまして、やはりそれは、復旧の速度を早めるということで相当解決で

きる問題ではないかと考えているわけでございます。従つて、いろいろな災害復旧の点、それから関連事業、それから災害復旧の速度を早めるというふうな、いろいろな点から検討いたしました。ただいま御指摘の点を解決して参りたい。こういうふうな考えております。

○見玉委員 次に、災害が発生しまして、それぞれの地方の自治団体から災害土木費についてのいろいろな申請がなされるわけでありまして、この災害に対する申請と査定率といふものが、いわゆる予算を決定する額との比率を見てもみますと、昭和三十年には九二・二%の申請に対して六一・二%の査定になっております。三十一年は九二・九%の申請に対して六八・八%、三十二年は九五・九%に対して七四・一%、三十三年は一〇一・八%の七九・一%、三十四年度は一〇四・七%の八〇・七%、こういうふうに申請と査定率の間に相当の較差があるわけでありまして、もちろん地方からの申請によつては、技術的に査定をした場合においてこういう較差が出ようと思ふのですけれども、まじめに申請したところは同率にこういう率で査定されたとするならば、やはり地域住民の犠牲というものが相当大きなものになつてくると思ふのです。申請率と査定率とに大幅に較差があるというのは、一体どういふ根拠に立っているのか。この辺の見解を承りたいと思ひます。

○山内(一)郎政府委員 いろいろな点があると思ひますが、まず災害復旧の設計を作る者が国庫負担法に即応してやれば、非常にその査定率というものは減つて参ります。それからまた、査

定官が人によつてある程度違つてくるというふうな、いろいろな点がございまして、われわれの指導いたしております点は、設計書を作る段階におきまして、従来毎年査定をする場合に、こちらで今後はこういう点を注意したらどうかという指導をして参っております。と、査定官につきましても、個人差があるといけませんので、たびたび検討会を開きまして、いろいろ自分らが体験して参つたことを検討いたしまして、今後の査定の指針といたして参ります。これは一番いい状態でござい

ますが、やはりその設計者がまだ負担法によらないという点もございまして、ある程度の査定率というものは出て参るわけでございますが、こちらの査定官としては、厳正にやるといふ方針で現在参つておるわけでございます。

○見玉委員 この査定との関連でございしますけれども、現在まで各種災害が発生いたしておりますけれども、この災害対策について、昭和二十八年の筑後川の場合を除いて、その災害の起因するところの科学的な原因というものがどこにあるのか。そういうふうな、復旧には確かに努力をしても、災害の原因の科学的な解明ということが多少おろそかにされてきておるのじゃないか。あるいはまた、その原因というものがあまり公に公表されないのじゃないか。こういう点から、たとえば昨年の狩野川においても、ああいう集中豪雨にあつて、今までの長い経験の中から、そういう危険な箇所というものは相当予想されておつたにもかかわら

ず、そういうふうな災害の原因というものが公に発表されないために、地域住民の災害に対する予備知識というものが非常に浅い。私は今後こういう大災害に対処しなくても、そういう災害の科学的根拠がどこにあるのかということ、これを明らかにすべきだと思ふのです。こういう全般的な災害対策の原因の究明なり、これの公表ということについて、どういふふうな見解をお持ちか、お伺いしたいと思います。

山内(一)郎政府委員 災害の原因といふことは、災害を未然に防止をするといふのは、やはり治水事業を強力に推進していく、こういうことになるわけでございます。従つて、それが十分な予算がない場合には、たくさん残されてる箇所があるわけでございます。従つて、そのまだ未着手の箇所から災害が起る。これが大部分の災害の原因でございします。そういうふうな治水事業の積極的推進、こういうことをやつて参れば、当然そういう災害は減つて参るわけでございます。ただ、そういう原因がまだ未着手の箇所であるかどうか、さらに、一応改修された箇所であるかどうか、改修された箇所につきましては、どういふ原因かということ、十分究明して今後の指針にして参つておるわけでございます。御指摘の点につきまして、十分今後も注意をしてやつて参りたいと思つておるわけでございます。

○見玉委員 そこで、これは局長が専門家でありますから、十分御存じだと思ふのでありますが、今までの災害の経験から考えますと、大河川の場合においては、一日の降雨量が百五十ミリ、中小河川の場合においては一日の

○山内（一郎）政府委員　まだ治水事業が非常におくれている關係上、危険な箇所がなお相当残されているわけでございます。これは十年計画で極力推進するわけであります。従つて、その箇所につきましてはわれわれそれぞれ知っているわけでございますが、周知徹底の方法が非常に問題ではないかと思われるわけでございます。あまりそれを強調して知らせるということとは、かえつて民心の安定を欠く。しかし、それをいひまして、それを全然知らせないということになりますと、ただいま御指摘がございましたように、かえつて逆効果がある。その中間をいくように現在われわれといたしましては指導して參つてゐるわけでございませ

○中村國務大臣　水資源の総合的な開發及び総合的な利用ということとは、日本の國情といたしましてきわめて重要な問題であると私ども実は考えている次第でございます。従いまして、水資源の開發促進及びそれを実行する機關

○中村國務大臣　実は私どもの考えを率直に申し上げますと、建設省は、河川法によりまして、あるいは多目的ダム法によりまして、また災害関係の防除という上からいまして、水には最も縁の深い所管でございます。

○石川委員 関連して。水資源開発公団の問題で今、兒玉委員の方から質問があつて、大臣から答弁がありました。大体、大臣の答弁で意を尽くしているのですが、私もその点についてちよつと一言だけ要望したいと思つたのです。と申しますことは、たとえば計画局の中で、広域都市の問題にいたしましても、自治省の案があり、通産省の案がありというふうなことで、支離滅裂の狀態となつています。非常ニセク

われはたまたま建設委員会に所属しておりますから言うのでなくて、公正な立場で、建設省がやることが一番妥当だと考えざるを得ない。もちろん、これは利水の方の側の厚生省やあるいは農林省、通産省、それぞれの意見を総合調整しなければならぬことは当然でございしますけれども、しかし、やるのはやはり建設省が中心になってやらなければならぬ。ところが、今度出る法案は、ごらぬ。厚生省が中心で、

の問題につきまして、できれば今国会に間に合うように成案を得て、政府としては提出の運びにいたしたいと思っ
ているような次第でございます。水
は、御承知の通り、利水関係の問題だ
けでも幾つかの省にまたがっております
し、また建設を担当いたしております
建設省としましては、最も重要な関
係がございますので、いろいろ協議を
重ねて参ったのでございますが、な
なか関係省間に具体的な意見の一致を
見ませんので、目下行き悩んでいる状
態でございます。私どもといたしまし
ては、なんとか一つこれをまとめ上げ
て参りたいというつもりで、まだ継続
して努力をいたしているような段階で
ございます。

し、また従来河川及び水の關係を處理して参っておりますので、御指摘のように、水資源の開発を総合的に進めるといふことになりましたならば、建設省があくまで中心になって進めていくのが妥当であるという考え方を持っておりますわけでございます。特に、建設省は水を使う方ではありません。利水官庁でありますと、自分の田に水を引くという我田引水の気分が、自分の職務を愛する上からいえば起こりがちであります。建設省はほんとうに災害の防除と、水資源を開発して水をどう造成するかという公平な立場に立っておるわけでございますから、この意味からいいたしても、私は建設省が中心になつて、利用者の意見も大いに総合し

トが強過ぎるのではないか、そのことが、はしなくも今度の水資源の場合にはつきりと出ておる。私の方で学者を呼んで、多目的ダムを作るときは水はどういうふうになるのだというようなことで、ヒヤリングを個人的にやったことがあるのですが、そうしますと、それに関連して農林省の意見を聞きますと、その水の大部分を農林省だけで使っても足りないという意見が出まして、これだと実現できないという感を強くした。ところが、そのほかの人たちの意見によりますと、それほど農林省では水は使わないはずだ、というようなこともあったりしまして、どうしても先ほど大臣から話がありましたように、決して農林省が特別に自分の

出資に、とやうに親派企画庁の方がら
 出るということで妥協をしたふうな風
 説が伝わっているわけですが、これは風
 説だから、そのことが事実かどうかわ
 かりません。しかし、これはやはり建
 設省が相当勇氣を持って、自分でやる
 という決意を持たなければ、この水資
 源開発というものは暗礁に乗り上げる
 のではないかというのを、これは党
 の意見ではありません、個人の意見で
 すが、非常に懸念をいたしておりま
 す。その点について大臣の見解を承
 りたい。今なまじつかに妥協をした形で
 出発することは、将来に禍根を残すの
 ではないかということを憂えているわ
 けです。

○中村国務大臣　まことに力強い御意
 見を拝聴いたしました。感謝をいたし

ております。実は水資源開発につきま
しては、二段階の考え方が必要である
と思われておるわけでございます。一
段階としては、国土全体にわたる
まして水資源の総合的な開発をする、
その構想及び利水の構想、こういった
基本的な方針をきめる機関を一つ作ら
う。それともう一つは、そういう機関
で基本の方針がきまりましたら、それ
を実施に移す実施機関、こういうよう
にいたす必要があるのではないだろう
か。

かような意味におきまして、仮定で
ございますが、考え方として申し上げ
ますと、水資源開発促進という基本を
検討する方の部分を申しますと、水資
源開発促進法というものをを作り
まして、ここに建設省はもちろん、そ
の他の利水三省とも参加をいたしまし
て、あるいは学識経験者その他有識の
士にも参加をお願いして、審議検討を
いたしまして、方針を決定する。この
方の仕事は、やはり経済企画庁が中心
で担当していただく以外にはないと
思っております。

しかし、この方針がきまりました、
方針を実行する機関を所管をして参り
ますのは、やはり水に関する諸行政を
担当して参りました、また現に多目的
ダム等を相当数多く完成し、あるいは
現に四、五十カ所も実施中ございま
す建設省が中心になって進めるべきも
のである。こういう考え方は、私ども
今も動いてはいないわけでございま
す。極力この方針を貫く建前で、水資
源総合開発の機構ができますように
努力をして参りたいと思っております
でございます。

○見玉委員 これは河川局長の管轄か

どうかわかりませんが、この前ちょっ
とお伺いしたのですが、河川改修その
他の工事の現場に働いている労働者の
賃金のことでございます。局長の御答
弁では、この前のあれでは、建設単価
は基準を大体四百九十四円ということ
をお聞きしたわけでありました。そこ
が、私が調査しましたある地域の賃金
は、男が二百円で女が百八十五円、こ
ういうことで、賃金の基準は労働省が
査定した地域差その他を考慮してきめ
るということになっておるようであり
ますけれども、建設省の建設単価に比
較しまして、同じ工事に二年、三年働
いていてもこういう低賃金ではとても
働きに行けない。こういうふうな実例
があるわけでありました。これについて
一格差があまりに平均賃金よりも低過
ぎるのではないかとこの辺を考へる
わけでございしますが、この辺どうなっ
ているのか、伺います。

○山内(一郎)政府委員 治水事業を実
施して参るにあたりまして、労務費を
どういうふうにきめるかという問題で
ございしますが、われわれといたしまし
ては、労働省が告示をいたしております
P.W.によつておるわけでございま
す。しかし、このP.W.には最高、最
低、標準という相当の幅がございまし
て、そのうち最もその地方に、その工
事に適当するような単価をきめまして
実施をしておる現状でございます。し
か、工事によつても違ひいたしますし、
地方によつても違ひわけでございます
が、全部総合いたしますと、来年度の
労力費は四百九十四円という数字が出
て参るわけでございますが、実施にあ
たりましては、さらにこれをいろいろ
検討して、その地方に合うようにやつ

て参るわけでございします。

○見玉委員 御承知の通り、私どもの
宮崎県というところは、全国でビリか
ら二番目の生活の低いところでござい
まして、それでも仕方がないといえ
ば、それまででございますけれども、や
はり私は工事の内容というものが、全国
的な立場から見ても、たとえば堤
防改修の工事にしまして、作業内容
にそんなに極端な開きはないと思いま
すから、工事の内容なり、工事種別等
によつての一応の基準というものが明
らかにされてしかるべきではないか、
こういうふうには感ずるわけであり
ます。この点についてはどうですか。

○山内(一郎)政府委員 労務費をきめ
る問題は労働省でやっておりますが、
それできめられたものを各省がその線
に沿つて実施をする、こういうことにな
つておるわけでございします。現在
労働省の告示に沿つて実施をしてい
る。こういうことでございします。

○見玉委員 この点、まだ私も詳細な
調査をいたしていないわけでありま
すけれども、往々にしてこういう安い賃
金単価においてたくさんの労働者を使
う。これは、そういう基準というものが
この際明らかにされるならば、それ
でいいわけでありまして、失対
労働者よりも低い賃金で建設省が人を
使わなければならない、そういうこと
についても、やはり働いておる労働者
も相当の不満を持っているわけであり
ます。おそろくこれは単に宮崎県下の
問題だけではなくて、全国的にもこ
ういう傾向が見られるのではないかと
いうふうに感ずるわけでありまして、
ありますので、この賃金については、建
設省の方においても、こういう実態が

あるということを十分お含みおき願
いまして、御検討をお願いしたい。こ
ういうふうに考えるものであります。

○加藤委員長 三鍋義三君。
○三鍋委員 海岸保全事業に關しまし
て、大臣及び河川局長に若干質問をし
てみたいと思ひます。

この事業促進のために、三十一年の
五月、海岸法が制定されたのでありま
すが、この法律制定当時、当委員会に
おきましていろいろの問題点を指摘
されましたことは、御承知の通りで
あります。つまり、農林省、運輸省、建
設省、こういった三省の所管事項に
なつておりましたから、連絡調整がは
たしてうまくいくのかどうか。こ
ういふ問題が論議されたのであります。つ
まり、海岸地域の指定の問題あるいは
保全事業の基礎調査等、全体計画、予算
の効率化、こういった問題、それから
施設の管理維持の問題、また事業費の
分担の比率の問題、これらが多く論議
されたのであります。そのときは、
これだけでもできたらいのだから、
まず第一歩として、というふうなところ
でこれが発足したのであります。そ
の後五カ年間経過をいたしました。今
日、これらの当初心配された問題点
は、はたして杞憂にすぎなかったの
か。やはりそれに対していろいろの問
題点が出てきたのかどうか。これに對
して、建設当局としてどういう考
えを持っておられるのか。こ
ういふ問題について、時間もた
いぶおくれま
したので、要
点だけでよろ
しゅうござい
ま

すから、まず大臣から御説明願
いしたいと思います。

○中村国務大臣 御承知の通り、海岸
保全事業につきましては、三省に關係
があるわけでございまして、三省間に協
定を作つて進めておるのでございま
す。若干基本的に意見の食い違ひ点も
ございします。毎年度の事業執行にあ
たりましては、きちんと三省間の意見統
一をはかりまして進めておるような次
第でございします。三十六年度におき
ましても、建設省の所管といたしまし
ては海岸保全ということに大いに力を注
ぎまして、従来の工事中の個所のほか
に二十二海岸ほどを追加いたしまし
て、三十六年度は七十三カ所ほどの海
岸についての保全事業を実施すること
に相なつておるような次第でありま
す。私どもといたしましては、この關
係省間の調整につきましては、閣内
におきまして十分意を注ぎまして、円滑
に、しかも効果的に保全事業の進行
いたしますように努めて参りたいと思
ひます。

○三鍋委員 大臣の御答弁は非常に常
識的でありまして、実際問題といたし
ましては、多くの不合理、矛盾が出て
きておるのではないかと私は考へてお
るのであります。いろいろな問題点を
指摘してみたいのであります。時間
の關係上、具体的な問題といたしま
して二、三河川局長にお尋ねいたしま
しう。

CS山内(一)郎政府委員 御承知のように、直轄区域といたしまして三十五年度に初めて三方所取り上げたわけでございますが、その個所はどういうふうに選んだかといひますと、海岸法の第六条の主務大臣の直轄工事、こういう基準で選んだわけでございます。つまり規模が著しく大であるとか、高度の技術を必要とする、あるいは高度の機械力を使用して実施する必

要がある。こういう観点から選びまして、直轄事業を実施して参ったわけでございます。従つて、こういう観点から、県事業でやるよりも直轄でやった方がよいというところを選んだわけであります。それと県工事との関連ということになりますと、取り上げます区域が一連のはっきりした——この間だけやれば、あとの隣接の県工事との関係はないというふうに、つまりはつきりいたしました区域を取り上げまして直轄でどんどん進めていく。こういう考え方でございまして、県工事ではないところ、そういうものを取り上げてやつて参つたわけでございます。

係上、規模の関係、技術の関係、機械との関係でできないところを直轄でやる。しかし、同じ区域において県工事と直轄とに分かれて施工行なわれておるところがあるのではないかと思うのでございます。そこに何か関連性、それから技術指導、事業の内容、こういうもの、そこ、というよりも、連絡調整

○山内（一）**（郵）政府委員** できるだけ、そういうことがないように直轄海岸の区域をきめて参ったわけでございますが、たとえば有明海岸につきましては、一部隣接をいたしました県のやるべき工事があるのでございますが、来年度はその区域もあわせて直轄海岸でやるというふうに、逐次は正をして参りまして、一連の区域はできるだけ全部直轄で取り上げる、こういう方針で参っておりますわけでございます。

○三銅委員 大へんけつこうだと思ふ

のでありますが、どうしても興事業というものが継続して実施していかなければならぬという関係上、いろいろの問題点も起きるのではないかと思うのであります。たとえば新川海岸におけるところの、この一月二十何日かに受けた災害を見ますと、直轄でやったところは厳然として存在しているわけですが、県でやっている事業の方は、みなひっくり返ってしまっている。その技術的な工法、そういう点を見ますと、私どもはしろうとでわかりませんけれども、何といつてみても、そこに大きな差異がありまして、これではあまりにも貧弱であつて、ひっくり返る

のは当然だと思われるような事態が現
出しているわけです。現在こうやって
しゃべっている間も、どんどんと侵食
されていっているわけです。こういう
点につきまして、国の予算あるいは地
方財政負担というものは、非常にむだ
な使い方をされているのではないかと
思うのであります。今、局長さんのお
話では、そういった箇所も直轄でやっ

そこで、先ほども災害復旧の話が出たのでありますが、それとの結びつき、いわゆる改良事業をやっていくという方向も建設省の方針として承ったのでありますが、いろいろの制約がありまして、実際問題としてなかなかさういかないのでしょうか。ところが、同じ海岸線におきまして、一方は直轄は厳然として——これだつてわかりませんけれども現在の状況におきましては安定感を持つておる。そうして、同じ海岸線で県がやっているやつが、そう

いうみじめな姿になっている。こういうことを考えましたときに、少なくとも改良事業としては、現在建設省で直轄でやっているああいった安全性というか、技術的な問題をしっかりとやっていただかなければならないのではないかと、こう思うのですが、これに対するお考えはどうですか。

○山内（一朗）政府委員 先ほど申し上げましたように、直轄工事で取り上げられる箇所は、できるだけどんどん取り上げて参ります。それから、どうしても直轄に入らない区域がもしございましたら、その場合、再びこれがないように、いろいろ直轄海岸で学びまし

た技術を指導の面上げまして指導して参る。こういうふうには、施行の面並びに指導の面におきまして、今御指摘がございましたような、災害が再び起こらないようにやって参りたいと思います。

○三鋼委員 それでは、ぜひ一つ御配慮をお願いしたいと思うのであります。

工事が発身があるようにやっていた
きたい、こう思うのです。やってい
だかなければ非常にむだだと思っ
す。だから、必ずしも三・五・二と
らわれなくてもいいでしょう。と申
し上げますのは、それにとられ過ぎ
ますと、もうちよつとやっておけな
んとか保つことができたのに、それ
できなかったために、せつかくやっ
た工事がまた押し流されてしまう、破壊

されてしまふ。これではもう、さいの河原でありまして、実にむだ使いになる。地元の住民がこれを見たら、一体政治がどうなるのだからかというような感じを、率直に持つだろうと思うのであります。こういう点は、たとえば狩野川のある復旧にいたしても、必ずしもそれにとられないで、やはりどんどんやることをやつて、再び翌年度にならぬ先にまた破壊されるといったようなことのないように、事業が進められたと思うのですが、こういう点について、どのようにお考えでしょうか。

○山内(一郎)政府委員　三・五・二と

申し上げますのは、これは全国の予算のワクといいますか、初年度全国で幾らあれば、その三割は全国的のワクとして確保する、これが三・五・二の三でございます。それでは、そのうちどういう個所をやるかという点につきましては、これは別の観点からやるべきだと思います。ただいま御指摘がございましたように、もう少しやっておな

○三鋼委員 一つ大臣にお尋ねいたします。この補助率の比率の問題は、二分の一が国、二分の一が地方の負担ということになっているのですが、私はこの率を作ったときも、なんとかして三分の二くらいにならないかということとを強く要望したのでありますが、先ほどもお話し上げましたように、まあこれだけでもできたからいいんだ、まづというところで、そのときは立き衰

入りというより仕方がないかなと思つておつたのです。そろそろ五年もたつておるのでありますし、海岸の侵食護岸工事というものは、もう想像に絶するものがあります。またいろいろな問題点があるのですが、これらを含めて補助率の問題を、こゝしはできないようでありますが、なんとか来年あたり、これを考えてみていただけないかと思うのですが、お考えを承っておきたいと思ひます。

○中村国務大臣　実は三十六年度予算編成の際にも、御期待のように補助率を引き上げるべく努力いたしましたのでございますが、遺憾ながら大蔵省との

間に妥結することができませんで、補助率としては従前通りということに終わったわけでございます。事業の伸び率の方で見てもらつて、がまんをせざるを得ないということに相なりましたが、確かに海岸関係は、地勢等の関係から起こつて参りますので、地元府県の財政力との関係なしに、事業の施行に必要な場所が所在するつたので、

ますから、私どもとしては、補助率の改定について今後とも努力をしていきたいと思ひます。

○三鋼委員 これは大臣、ぜひ一つがらばっていただきたいと思ひます。そこでなお、補助率の問題でございますが、国と地方と二分の一ずつ。ところが直轄でやっている事業の工程と、県でやっているのを比較してみますと、どう考えてみても、工程に大きな技術的な差異があるのです。これはどういふわけなんですか。同じ補助率でやっておつて、直轄でやる場合はりっぱなものが出て、県でやる場合はちよつと比較にならないような貧弱なものが作られておるといふのは、これはどういふところからきていふのでしょうか。

○山内(一郎)政府委員 これは、工作物を作ります計画とか、設計の問題になると思ひますが、やはり直轄事業といたしましては、先ほどの観点から重要なところをやっている、こういうふうな考えられるわけでございます。従つて、どういふ高さにするとか断面をどうするとかいふ点については、やはりある程度は経済効果とのにらみ合わせといひますか、そういう点で計画をきめるべきである。こういうふうな考へてやっているわけでございます。従つて、そういう非常に利害得失のあるところは、やはり直轄で取り上げてやるべきでありますし、そうでないところはやはり多少の差が生ずるといふのはやむを得ない、ということ考へてやっている次第であります。

○三鋼委員 それはちよつとおかしいと思ひます。同じ区域で、直轄でやったのと県でやったのと、そこに違

いがあるとする、強いところがあるために、かえつて弱いところに大きな力が移つていきまして、こういう必要以上の災害を受けるという場合が出てくるのじゃないでしょうか。こういう点、やはり建設省として技術その他で県をよく指導して、同じようなものを作るといふ建前でなければならぬと思ひます。これはことし初めてやられたので、まあ経験を積んでいけば、そういう方向にいくだろうと思ひますけれども、そういう矛盾が地方に實際問題としてありますから、これは十分御研究をしておいていただきたいと思ひます。

それから、災害を受けた場合は、これに下新川地区あたりは日本で随一の波浪の強い、災害の多いところでありまして、一つ早く査定官を派遣されまして、応急対策を進めていただかないと、實際その付近にいる住民、あるいは田地を持つてゐる人々は、安閑として一日も安らかに住むことができない。現在でもどんどん侵食しておりますから、こういう点も手抜きなく、一つ今後とも御配慮をお願いしたいと思ひます。

○加藤委員長 次会は来たる四日土曜日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時十四分散会

建設委員会議録第七号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五	二	三	承知のよう	御承知のよう
八	一	九	実績で	実績で
二	二	六	実績は	実績は